綾瀬市栄養改善配食事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅高齢者の食生活改善と健康増進を図るため、市が栄養素バランスのとれた食事の提供(以下「配食」という。)を行うとともに、栄養状態を定期的に評価し改善を図ること(以下「栄養改善」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

- 第2条 配食及び栄養改善(以下「本事業」という。)の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第4項に規定する要支援者又は 同法第115条の45第1項第1号に規定する事業の対象者
 - (2) 直近6か月間で2キログラム以上の体重の減少があった者又はBMIの値が2 0以下の者
 - (3) 介護予防ケアマネジメントにおいて栄養改善が必要とされた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定している有料老人ホームに入所している者並びに医療機関に入院している者
 - (2) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第28項に規定する介護老人保健施設に入所している者
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入居している者

(事業内容)

第3条 市長は、第5条第1項の規定による承認を受けた者(以下「利用者」という。

-) に対し、次のサービスを提供するものとする。
- (1) 市内の高齢者向けの食事を宅配する事業者で、市が配食を円滑に実施できると認め委託するもの(以下「配食事業者」という。)による配食
- (2) 栄養士(以下「評価者」という。)による栄養改善(別に定める食生活確認票に基づき行うものをいう。)
- 2 前項第1号のサービスの利用は、1日1回(昼食又は夕食に限る。)を限度とする。
- 3 評価者は、第1項第2号のサービスを利用者の申請の時点並びに第5条第1項の 規定により承認を受けた日の属する月の翌月から起算して3か月目及び6か月目の 末日の時点において実施するものとする。ただし、第8条の規定により利用期間が 延長された場合においては、事業の利用の承認を受けた日の属する月の翌月から起 算して9か月目及び12か月目の末日の時点においても実施する。
- 4 評価者は、利用者が第1項第2号のサービスを受けたときは、別に定める食生活 評価票を作成し、当該利用者及び当該利用者のケアプラン作成者(市が介護サービ スを委託する事業者をいう。)に送付するものとする。

(利用申請)

- 第4条 本事業の利用を申請する者(以下「申請者」という。)は、綾瀬市栄養改善配食事業利用申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 介護予防サービス・支援計画表(A票)の写し
 - (2) 別に定める食生活確認票
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(利用承認)

- 第5条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、利用承認の可否を決定 し、綾瀬市栄養改善配食事業利用承認(不承認)通知書(第2号様式)により申請 者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により申請者に対して本事業の利用を承認したときは、書面 により配食事業者に通知するものとする。

(利用取消し)

- 第6条 市長は、利用者からの申出その他の方法により次の各号のいずれかに該当することを確認したときは、前条第1項の規定による承認を取り消すことができる。 ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 利用者が第2条の規定による対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用者が本事業の辞退の申出をしたとき。
 - (3) 利用者が虚偽の申請により利用の承認を受けたとき。
 - (4) その他市長が本事業を利用することが不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認の取消しをしたときは、綾瀬市栄養改善配食事業 承認取消通知書(第3号様式)により利用者に通知し、その写しを配食事業者に送 付するものとする。ただし、利用者の死亡等により通知ができない場合は、この限 りでない。

(利用期間)

第7条 本事業の利用期間(以下「利用期間」という。)は、第5条第1項の規定による承認を受けた日の属する月の翌月から起算して6か月以内とする。

(利用期間の延長)

- 第8条 前条の規定にかかわらず、利用者は、綾瀬市栄養改善配食事業利用延長申出書(第4号様式。以下「延長申出書」という。)により利用期間の末日の翌日から起算して6か月を限度に、市長に対して利用期間の延長の申出を行うことができる。
- 2 前項の利用期間の延長の申出は、利用期間の末日の1か月前から7日前までにするものとし、一の利用期間に対して1回を限度とする。
- 3 市長は、第1項の延長申出書の提出があったときは、利用者に対して利用期間を 延長する旨を綾瀬市栄養改善配食事業利用延長通知書(第6号様式)により通知す るものとする。
- 4 第5条第2項の規定は、前項の規定により利用期間を延長した場合について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用を承認」とあるのは、「利用期間の延長を」と読み替えるものとする。

(利用者負担)

第9条 利用者は、当該利用者の配食に要する費用から1食あたり150円を差し引いた金額を食材料費及び調理費相当分として負担するものとする。ただし、利用者が配食事業者の指定する日時までに連絡をしないで配食を受けなかった日のあ

る場合は、配食を受けなかった日の配食に要する費用の全額を負担するものとする。

(報告)

第10条 配食事業者は、配食の実施報告書を作成し、毎月市長に提出するものとする。

(経費の支払い)

第11条 市長は、前条の実施報告書を確認の上、配食の委託に係る経費を委託契約で定めるところにより、配食事業者に支払うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による申請その他の準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

綾瀬市栄養改善配食事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

綾瀬市栄養改善配食事業実施要綱第4条に基づき、次のとおり申請します。

栄養改善配食事業利用承認事務に当たり、市が同要綱第2条に定める利用要件の確認に必要な事項を介護保険受給者管理台帳により確認することについて同意します。

また、申請内容及び添付書類を市関係部署及び配食事業者へ提示することに同意します。

<i>~</i>	ふりがな			4. 左口口		年		П	(4분/		
利用者	氏	名		生年月日		牛	月	Ħ	(歳)		
有	住	所	綾瀬市		電話							
I	申請者											
(利用	者と異	なる	氏名:	関係:		電話:						
場合の	のみ記力	()										
申請理由			□直近6か月間で2kg以上の体重減少があった。									
			□BMIが20以下である。※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)									
			事業所名		電話	括番号						
ケアプラン作成者		成者										
			担当者名									
添付書類			□介護予防サービス・支援計画表 (A票) の写し □食生活確認票									
			□その他市長が必要と認める書類(基本情報シートの写し等)									
備考												

綾瀬市栄養改善配食事業利用承認 (不承認) 通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日に申請のあった栄養改善配食事業の利用について、次のと おり承認 (不承認) の決定をしましたので通知します。

利用者	氏	名							<u> </u>	生年月日		年	月	日	(歳)
者	住	所	: 移	麦瀬市							電話					
 利用; 	期間				年	月	日	か	ら	年	月	日	まで			
栄養	改善															
評価	評価実施															
予定	至日															
不承認	8理由															
備	考															

[※]配食を休む場合は配食事業者が指定する時間までに事業者へ直接御連絡ください。指定時間以降の取消しの場合、自己負担金をお支払いいただくことになります。

[※]利用期間終了日の1か月前から7日前まで「栄養改善配食事業利用延長申出書」を提出することができます。

綾瀬市栄養改善配食事業承認取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長印

次のとおり栄養改善配食事業の利用の承認について取り消したので通知します。

取消日	年	三月	日		
取消理由					
備考					

綾瀬市栄養改善配食事業利用延長申出書

年	月	E

(宛先) 綾瀬市長

栄養改善配食事業を引き続き利用したいので申し出ます。

利用者	ふりがな
	氏 名
	住 所 綾瀬市
	電話番号
申請者	(利用者本人が申出を行う場合は記入不要です。)
	ふりがな
	氏 名
	住 所
	電話番号

綾瀬市栄養改善配食事業利用延長通知書

年 月 日

様

綾瀬市長即

年 月 日に申請のありました栄養改善配食事業の利用の延長について、次のとおり通知いたします。

延長後の利用期間	年 月 日まで
栄養改善評価 実施予定日	月末 及び 月末
備 考	